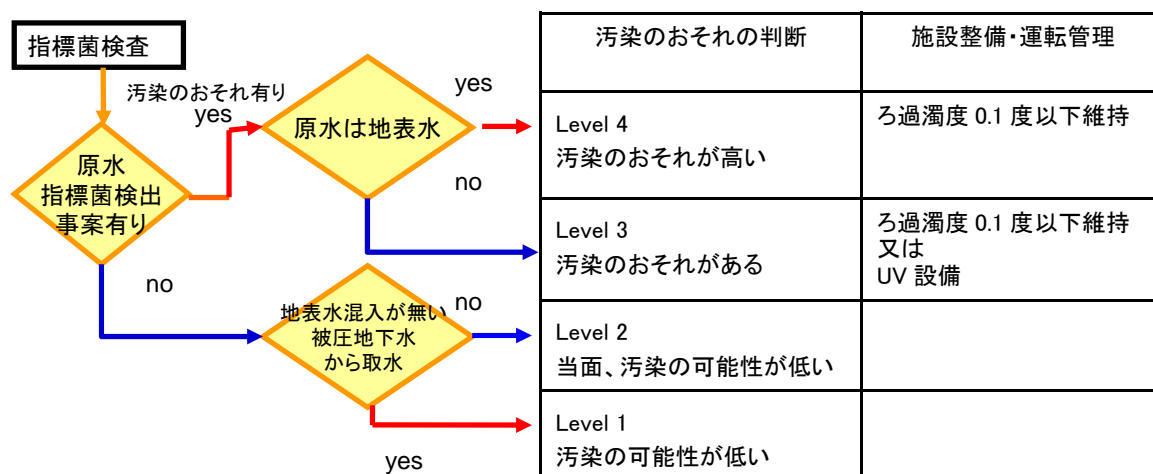


「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」における予防対策

平成 19 年 3 月に策定した「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（以下「対策指針」という。）においては、水道原水に係るクリプトスポリジウム等の汚染のおそれの判断を 4 段階（レベル 4～レベル 1）に区分し、レベル 3（地表水以外）とレベル 4（地表水）に予防対策としての施設整備を定めている。



レベル 3 に対する施設整備

地表水以外の原水（レベル 3）に対しては、ろ過池またはろ過膜（以下「ろ過池等」）の出口の濁度を 0.1 度以下に維持することか、紫外線処理設備の施設整備のいずれかを定めている。

水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（抜粋）

(イ) レベル 3

以下のいずれかの施設を整備すること。

- (a) ろ過池等の出口の濁度を 0.1 度以下に維持することが可能なろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）。
- (b) クリプトスポリジウム等を不活化することができる紫外線処理設備。具体的には以下の要件を満たすもの。
 - ① 紫外線照射槽を通過する水量の 95% 以上に対して、紫外線（253.7nm 付近）の照射量を常時 10mJ/cm² 以上確保できること。
 - ② 処理対象とする水が以下の水質を満たすものであること。
 - ・濁度 2 度以下であること
 - ・色度 5 度以下であること
 - ・紫外線（253.7nm 付近）の透過率が 75% を超えること（紫外線吸光度が 0.125 abs./10mm 未満であること）
 - ③ 十分に紫外線が照射されていることを常時確認可能な紫外線強度計を備えていること。
 - ④ 原水の濁度の常時測定が可能な濁度計を備えていること（過去の水質検査結果等から水道の原水の濁度が 2 度に達しないことが明らかである場合を除く。）。

レベル4に対する施設整備

地表水（レベル4）に対しては、濁度管理により安全性を確保することを基本とし、ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することを定めている。

水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（抜粋）

（ア）レベル4

ろ過池またはろ過膜（以下、「ろ過池等」という。）の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）を整備すること。

紫外線処理設備については、ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過設備と紫外線処理設備を併用することとしてもよいこととされており、浄水処理の安全性を一層高めるための対策と位置付けられている。

なお、対策指針策定当時、パブリックコメントで寄せられた紫外線処理の地表水への適用について検討すべきとの意見に対し、定量的なデータや知見が十分に得られていないことから知見の収集に努め、必要な検討を進めていくと回答している。